



ストレスチェック制度が 始まります！！

重要



ストレスチェックって何？

ストレスに関する質問票（選択回答）に労働者が記入し、それを集計・分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる簡単な検査のことです。

労働安全衛生法が改正され、労働者が50人以上いる事業所では、H27年12月から毎年1回、この検査を、職員定期健康診断の対象である全ての労働者に対して実施することが、事業主に義務付けられました。



導入の背景・目的は？

背景としては、仕事が原因でうつ病などになり、労災認定されるケースが増加しており、対策の必要性が高まったことがあります。

労働者が自分のストレスの状態を知ること、ストレスを溜め過ぎないように対処したり、ストレスが高い状態の場合には医師の面接を受けて助言を得たり、業務上の措置を講じることで、うつ病などのメンタルヘルス不調を未然に防止することを目的としています。

長崎大学では
H28年度職員定期健康診断より
ストレスチェックを導入します！



ストレスチェックのおおよその流れ

労働者が質問票に記入

ストレス状況の評価・医師の
面接指導の要否の判定

労働者に結果を通知

労働者から面接指導の申出

医師による面接指導の実施

就業上の措置の要否の判定・
措置の実施

これまで職員定期健康診断にあわせて
記入をお願いしていた
「メンタルヘルス問診票」が、
『ストレスチェックの質問票』に
変わります！
引き続き、
よろしくお願いします。

◎詳細は厚労省ストレスチェック導入マニュアルを参照
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/pdf/150709-1.pdf>

ストレスチェック制度
の詳しい内容を
説明します！

長崎大学安全衛生講座

H28年2月1日(月)14:30-16:00

文教スカイホール(グローバル教育・学生支援棟4階)

http://www.hc.nagasaki-u.ac.jp/anzeneisei_poster_20160201.pdf

職員の皆さま、
是非ご参加下さい！